

岐阜県公報

第三千六百号
平成三十年十二月十四日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県麻薬取締員の資格を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

告示

道路の区域変更

道路の供用開始

洪水浸水想定区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域の指定

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

公示

公共測量の実施

落札者に関する公示

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

(業務水道課) 七八九

(都市政策課) 七八九

(道路維持課) 七九〇

(同) 七九一

(河川課) 七九一

(砂防課) 七九二

(下水道課) 七九二

(用地課) 七九三

(水道企業課) 七九三

(交通指導課) 七九三

規則

岐阜県麻薬取締員の資格を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県麻薬取締員の資格を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県麻薬取締員の資格を定める規則(平成十二年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する」を「基づく」に改め、「学位」の下に「同法第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。を含む。)」を加え、同条第四号中「規定する」を「基づく」に改め、「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」「を、「卒業した後」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十五号

岐阜県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「岐阜県公報」を「県が開設するインターネットのホームページ」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
北白井線	高山市丹生川町瓜田二二八番一地从先から	同市同町同八七番一地从先まで	前 四・四 後 五・七	四・四 六・七	六・八 七・八	

岐阜県告示第六百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
和良佐線	郡上市明宝小川字道谷一六七九番一地从先地内		前 二〇・五 後 二〇・九	二〇・五 二二・六	二七・八 二七・八	

岐阜県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	
池田 揖斐川線	
大野町大字黒野字 黒野字 四番一〇地先	揖斐郡大野町大字黒野字 黒野字 四番一〇地先
前 A	後 A
一・八・〇	一・八・〇
六・三	四・七・四
B A 及び関係図面は、 係図面は、 表示する すに区敷 地のの区 分を終い うの終い 更点の変	

岐阜県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	一般
路線名	三六六号
区 間	高山市高根町中之宿字林一五 三番一地从先
延長 （メートル）	二・六・八
供用開始 の 期 日	平成 三〇・一二・一四
備 考 （区域 又は 決定又 は告示 年月日 ほか）	平成 三〇・一二・一三

岐阜県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成三十年十二月十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	県道
路線名	金関山線
区 間	下呂市金山町金山字曾テ三六 〇九番一地从先
延長 （メートル）	一・四・一
供用開始 の 期 日	平成 三〇・一二・一四
備 考 （区域 又は 決定又 は告示 年月日 ほか）	平成 三〇・一二・一五

岐阜県告示第六百十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により神通川水系宮川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土整備部河川課、岐阜県高山土木事務所及び岐阜県古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

神通川水系宮川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第三百六十四号）は、廃止する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により神通川水系荒

城川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。
 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県高山土木事務所及び岐阜県古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

神通川水系荒城川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成二十年岐阜県告示第五百二十七号）は、廃止する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百二十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系可児川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。
 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系可児川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百五十一号）は、廃止する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百二十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系飛騨川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。
 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県下呂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系飛騨川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十五年岐阜県告示第五百二十三号）は、廃止する。

平成三十年十二月十四日

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林の区域を除く（次の図に示すとおりとする。）。

久室	加茂郡白川町下佐見	吳石	五八四番	一号
		日向山	八九四番	二号
			八九五番	三号及び四号
		吳石	八九九番	五号
			五五五番	六号
			五七二番	七号
			五七五番	八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により関都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 施行者の名称 関市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 関都市計画下水道事業 関市公共下水道事業施行期間 昭和三十八年九月一日から 平成三十七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。</p>	<p>公 示</p>	<p>一 作業機関 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量（水準測量、河川測量）</p> <p>三 作業期間 平成三十年九月二十五日から 平成三十一年三月二十二日まで</p> <p>四 作業地域 大垣市、瑞穂市、本巣市、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡</p>
<p>安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町</p> <p>落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p> <p>平成三十年十二月十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <ol style="list-style-type: none"> 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気（予定数量） 9,442,000kWh 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 入札公告を行った日 平成30年8月27日 落札者を決定した日 平成30年10月17日 落札者の住所及び氏名 岐阜県名古屋市東区東新町1番地 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲 落札金額 137,893,496円 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所 総務課管理調整係 (2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12 <p>駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施</p> <p>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）以下「法」という。第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号口の規定による認定に係る審査（以下「駐車監視員資格同等認定審査」という。）を次のとおり実施します。</p> <p>平成三十年十二月十四日</p> <p>岐阜県公安委員会 委員長 林 正 子</p>		

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成三十一年二月七日(木)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成三十一年二月八日(金)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日(修了考査)

平成三十一年二月十五日(金)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

考査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階二A会議室

3 受講定員

二〇人

4 受講申込受付期間

平成三十一年一月七日(月)から一月十八日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝

日を除く)の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚(受講申込み前六月以内に撮影した無帽、正面

上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメー

トルのもの)

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

二〇、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に二〇、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消

印しないこと)。

(四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、5の受講申込先に受講者

本人が直接持参して申し込んでください。

(五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 8(四)以外の方法による申込みは、受け付けません。

(二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。

(三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。

(四) 講習及び修了考査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また、修了考査日には、認印を持参してください。

(五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了考査(一時間)に合格した者に対し

て駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

二 駐車監視員資格同等認定審査

1のいずれかに該当する者で法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による認定を希望するものは、3から6までにより申請してください。

1 認定の対象者

(一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

2 認定手数料

(一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

四、五〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

3 申請受付期間

平成三十一年一月七日（月）から一月十八日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

4 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

5 提出書類等

(一) 認定申請書

(二) 認定申請書に貼付する写真一枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 1のいずれかに該当することを証する書面

(四) 収入証紙納付書

6 申請方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

(二) 認定申請書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと）。

(四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、4の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。

(五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。

7 認定審査

申請者のうち駐車監視員資格者認定審査受検票を交付したものに對し、審査を実施します。

(一) 期日及び時間

平成三十一年二月十五日（金）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

(二) 場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階二A会議室

8 その他

(一) 6(四)以外の方法による申請は、受け付けません。

(二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。

(三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。

(四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとするものは、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定するイからハまでのいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二四

平成三十年十二月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社